

## 論点に対する回答（農林水産省）

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	農林水産省
論点	<p>1. 全体として及び漁業法</p> <p>① 農林水産省全体としては、申請書類・届出書類の提出の電子化につき、政府方針を踏まえて実施するとされている。一方、例えば、漁業法の都道府県知事の許可に関しては、電子申請の導入や添付書類の見直しへの対応が地方任せに過ぎるのではないか。</p> <p>（参考）農林水産省基本計画 漁業法（抄） 以下の取組の実施について、都道府県に対して理解と協力を求める。</p> <p>① 書類の押印の省略が可能かどうか検討し、省略が可能な場合にはその旨をウェブサイト等で周知する。 ② 添付書類及び申請書等の様式の簡素化が可能かどうか検討し、可能な場合には簡素化を実施し、ウェブサイト等で周知する。 ③ 申請等の事前相談及び提出をメールで行うなど、手続の電子化を推進する。 ④ 提出書類申請書の記載例をウェブサイト等で周知する。</p>
<p><b>【回 答】</b></p> <p>漁業法に基づく都道府県の事務のうち、漁業の免許については自治事務であることを踏まえ、国としては、現在の計画にあるように、「都道府県に対して理解と協力を求める」としたものであるが、</p> <p>（１）都道府県において不要な書類を求めている場合には、通知発出等によって、書類の簡素化を図り、</p> <p>（２）更に、政府の取組や都道府県官民データ活用推進計画等の検討状況に応じ、一元化システムの活用やシステム改修費用の措置状況を踏まえて電子化を推進するよう、地方自治法に基づく技術的な助言若しくは勧告の発出を行う</p> <p>など、取組の推進に努めてまいりたい。</p>	